

## 不祥事の再発防止について

### 1 不祥事の背景及び課題

平成23年8月から11月までの4か月の間に7件の不祥事が発生しました。

これらの不祥事については、当事者の資質だけでなく、不祥事の発生を防ぐことができなかつた組織の課題があることから、不祥事の背景と課題を「組織上の課題」と「個人に関する課題」とに分けて整理しました。

#### (1) 組織上の課題

##### ア 情報伝達・共有不足

###### (ア) 情報・認識の共有不足

4か月の間に7件の不祥事が発生しており、不祥事案及び再発防止について、職員一人ひとりに至るまでの情報・認識の共有が不足していました。

###### (イ) 意見を言えない状況

青葉消防署の事案については、隊長が部隊内で絶対的な立場にあり、隊員は隊長に意見を言えない状況でした。

また、本牧和田消防出張所長についても同様に絶対的な立場にありました。

###### (ウ) 上司に報告することへの抵抗感

賭け麻雀については、同じ職場に勤務しているという仲間意識から、責任職への報告や相談することに対する抵抗感がありました。

##### イ 責任職の管理・監督力の欠如

###### (ア) 危機意識の共有不足

不祥事に対する危機意識を全職員と共有することが十分にできていませんでした。

###### (イ) 消防出張所と消防署の関係

消防署長及び副署長は、消防出張所の職員からみると、距離的にも階級的にも遠い存在であり、消防出張所の職員から上司に報告や意見が伝わりにくい環境であるからこそ、緊密な連絡体制を確保する必要があるにもかかわらず、消防出張所の実態を的確に把握していませんでした。

###### (ウ) プライベートへの関心の欠如

上司は、仕事以外の職員のプライベートな悩みごとについて、プライバシーに立ち入ってはいけないという思いがあったことから、気付くことができませんでした。

## (2) 個人に関する課題

### ア 不正に対する抵抗感の欠如

職員が不正を行った際、不正をしているという意識はありましたが、「見つからなければ問題ない。」と考えていました。

### イ 責任職としての自覚の欠如

本牧和田消防出張所長及び片倉消防出張所長は、不祥事防止を指導する立場であるにもかかわらず、自らが不祥事を起こすなど、責任職としての自覚が欠如していました。

### ウ 勤務時間に対する意識の欠如

終業時間前に職場を離れる(本牧和田消防出張所長)、勤務時間中に麻雀をする(青葉消防署)など、勤務時間中は職務に専念しなければならないという意識が希薄でした。

### エ 一般社会通念上の感覚の欠如

職員は、我慢を強いる行為(青葉消防署)やセクシュアル・ハラスメント(磯子消防署)をした際、「このくらいは大丈夫だろう。」という感覚でした。

## 2 再発防止に向けた取組

消防局コンプライアンス推進委員会において、総務局コンプライアンス推進室の参画のもと、不祥事防止対策の取組方針を議論するとともに、認識の共有を図っています。

そして、消防に対する社会の要請に的確に応えられるよう、組織の変革を推進するとともに、再発防止に全力で取り組んでまいります。

### (1) 情報伝達・共有の充実

全職員が一丸となって、意見を言いやすい組織を築きあげ、組織力を向上させるため、次の事項に取り組めます。

#### ア 「緊急メッセージ」の発信

消防局長が自らの言葉で再発防止、信頼回復の取組を、そして職員全員で行う決意を、緊急メッセージとして発信(9月)

#### イ 研修・意見交換の実施

(ア) 副局長が課長・副署長及び各所属に対し不祥事防止研修を実施(11月～)

(イ) 各所属の責任職が全職員に対し不祥事防止研修及び意見交換を実施(11月～)

(ウ) 全責任職が不祥事の再発防止に対する考え方をまとめ、レポートを作成(11月)

(エ) 全職員を対象に不祥事防止に関する意識調査と研修の効果確認を実施(12月～)

#### ウ 主任・隊長会議の創設

市民サービスの第一線で活躍する主任・隊長が、所属を代表し、情報交換や課題検討、改善提案などを行う場として「主任・隊長会議」を創設（11月～）

#### エ 責任職による所属巡回の実施

局・署・出張所間のより顔の見える関係を構築するために、局の部課長及び署長・副署長等が消防出張所を巡回（9月～）

#### オ 職員の意見や声を十分に聞く仕組みの整備

(ア) イン트라ネットを活用し、職員が施策・事業の改革改善に役立つ意見・提案の投稿ができる仕組み（通称：アイポスト）の整備（11月～）

(イ) 局内のセクシュアル・ハラスメント相談員を増員し、相談体制を強化（1月）

(ウ) 職員の悩み事や不正などの相談が容易にできるよう「消防局職員相談窓口」などのほか、「不正防止内部通報制度」、「こころの健康相談室」など本市相談窓口等について、わかりやすく紹介（11月）

### (2) 責任職の管理・監督力の充実

職員が全体の奉仕者として法令等を遵守し、特に、消防行政が市民の生命及び財産を守るものであるとの自覚を持ち、また、職員が開かれた組織の中で様々な意見を言しやすい環境をつくるため、次の事項に取り組みます。

#### ア 職員が意見を言える環境づくり

(ア) 「職員意見箱」の設置や責任職の携帯メールアドレスの公開など、職員が意見や気持ちを伝えることができる方法を、各所属の創意工夫により実施（10月～）

(イ) 責任職が、職員との理解を深めるため、日頃から職員と話す機会を増やし、相談しやすい環境をつくる。（9月～）

(ウ) 仕事の振り返りや気づきを目的として、同僚や部下からの仕事スタイルチェックを実施（23年度中）

#### イ 外部講師による研修会の開催

(ア) 外部の視点を取り入れた、パワー・ハラスメント防止研修を責任職に実施（9月）

(イ) 開かれた人間関係を築き組織力を向上させるため、コミュニケーション能力の向上などを目的とした研修を責任職に実施（12月～）

### (3) 倫理観の醸成と心の健康管理

倫理観の醸成と心の健康管理に努め、より信頼される組織をつくるため、次の事項に取り組みます。

ア 事件の経過及び再発防止に向けた取組姿勢を全職員に周知

副市長及び消防局長が発出した「コンプライアンスの徹底について」を受け、責任職が自らの言葉で、事件の概要・背景及び不祥事が組織への信頼を失わせることを全職員に周知（9月～）

イ 「倫理観」の教育

(ア) 採用直後の初任教育生に対し社会人としての常識や消防職員としての心構え等を醸成するため、倫理教育を行うほか、各階級の職員に対し消防訓練センターで行うあらゆる教育の中で、倫理観を養う教育を充実（10月～）

(イ) 救助隊配置消防出張所長及び救助隊長等への討議研修を実施（11月～）

(ウ) 懲戒処分の標準例における項目や処分量定の見直しを実施（23年度中）

ウ メンタルヘルスの充実

(ア) 総務局との連携を強化し、専門医などによる相談体制の充実を図るとともに、メンタルヘルス及び不祥事発生の要因となり得る依存症への理解を深めるため、専門家による研修を実施（23年度中）

(イ) 不祥事が発生した職場の職員が、悩みを抱えず前向きな姿勢で、十分に職務を遂行できるよう、グループミーティングなどを実施（9月～）

### (4) 所属独自の取組

消防局全体での取組のほか、各所属独自の取組を行います。

ア 他区局で開催する人権啓発研修に職員が参加し、その内容を職場で共有

イ 職員のよい仕事を讃えるため、所属独自の表彰を実施

ウ 家族に職場を理解してもらうために、職員家族の職場訪問を実施

エ 職員の家族あてに、職場情報を定期的に発行

オ 部隊別、年代別、階級別など様々なグループミーティングを実施

## 消防局職員の不祥事の概要について

本年発生した不祥事7件の概要は、次のとおりです。

## (1) 青葉消防署職員の信用失墜行為（賭け麻雀等）

青葉消防署青葉台消防出張所の救助隊長以下8人（40歳代1人、30歳代4人及び20歳代3人）が、平成23年5月3日から8月7日までの間に、合計13回（夜間10回及び昼間3回）にわたり賭け麻雀を行っていました。

この他、救助隊長が、低周波治療器を使用して、隊員に我慢を強いるなどの行為をしていました。

また、救助隊長が、お湯の入った水鉄砲で隊員を追いかけ、隊員が左腕をシャッターのレバーにぶつけ負傷したことを、訓練中に負傷したと、虚偽の報告をしていました。

## (2) 保土ヶ谷消防署職員の窃盗

保土ヶ谷消防署西谷消防出張所の職員（20歳代）が、平成23年9月12日、保土ヶ谷消防署長に「平成22年10月から平成23年8月までの間、戸塚区及び旭区内の住宅に侵入し、合計6回、現金約100万円を盗んだ。」との報告があり、保土ヶ谷警察署へ出頭させたところ、6月11日に旭区西川島町男性宅において、現金23万7,500円及びアルバム3冊を窃取した容疑で、逮捕されました。

## 【処分内容】

9月22日、当該職員を懲戒免職とするとともに、管理監督者に対して人事的措置を行ないました。

## (3) 神奈川消防署責任職の逮捕

神奈川消防署片倉消防出張所長（50歳代）は、平成23年10月19日の昼過ぎに「菊名駅近くの路上に停めた自家用車の中で通行中の女性に下半身を見せていた」との市民からの通報により、港北警察署に公然わいせつ罪の容疑で逮捕されました。

## (4) 中消防署責任者の服務規程違反

中消防署責任職（係長級、50歳代）は、中消防署本牧和田消防出張所長に着任した平成23年5月1日から8月末までの間に、次の服務規程違反を行ないました。

ア 公用車の私的利用：帰宅及び通院のため、消防車及び広報車に同乗し、自宅及び医療機関の近くまで送らせたほか、買物などの私的目的のため原動機付自転車を利用しました。

イ 職務専念義務違反：休暇等を取得することなく、通院のため終業時間前に職場を離れるなどがありました。

裏面に続く

ウ 通勤手当の不適正受給：出勤した 94 回のうち 51 回、通勤手段として届け出ているバスではなく、徒歩、自転車、自家用車により通勤し、通勤手当を不適正に受給していました。

エ 職場内秩序びん乱：消防車で南区の自宅付近まで送らせた際など、複数回にわたり部下職員に対し高圧的な言動を行ないました。

**【処分内容】**

10月28日、当該職員を停職1箇月の懲戒処分とするとともに、管理監督者に対し人事的措置を行ないました。

**(5) 磯子消防署職員のセクシュアル・ハラスメント**

磯子消防署洋光台消防出張所の職員（50歳代）は、平成23年7月16日に金沢区内で行なわれた、職員とその家族による懇親会（バーベキュー）の際、同僚の女性職員に対し、不適切な発言と、着衣の上から身体を複数回触るセクシュアル・ハラスメントを行ないました。

**【処分内容】**

10月28日、当該職員を停職1箇月の懲戒処分とするとともに、管理監督者に対し人事的措置を行ないました。

**(6) 港南消防署職員の酒気帯び運転による検挙**

港南消防署庶務課の職員（40歳代）は、平成23年10月28日、研修先の救急救命士養成所（南区中村町）から原動機付自転車で帰宅途中、大船駅近くの飲食店に寄り、午後7時頃から一人で飲酒後、午後10時過ぎに、駐輪場から原動機付自転車を運転し、大船駅西口側路上で交通検問を受け、アルコール検知により0.15mgが検出されたため、検挙されました。

**(7) 瀬谷消防署職員の事情聴取**

瀬谷消防署下瀬谷消防出張所の職員（20歳代）は平成23年11月20日午前0時10分頃、相鉄線鶴ヶ峰駅から徒歩で帰宅途中、旭区今宿東町内にある大型店舗前の歩道に停めてあった鍵の掛かかっていない自転車を無断で使用し、無灯火で運転中、同日午前0時30分頃警察官に職務質問を受け、旭警察署に任意同行を求められ、事情聴取を受けました。22日午後9時に再度旭警察署において、供述内容の確認が行われました。